

令和4年12月19日
会 計 室
政 策 経 営 部

中小企業庁による行政指導を踏まえた区の対応について

1 主旨

消費税転嫁対策特別措置法に基づき、6月30日に中小企業庁より立入検査が行われた。その結果、令和元年10月1日の消費税率引上げの際、講師謝礼金や委託料、消耗品費の一部の支出において、消費税率引上げ分が適正に上乗せされていない、いわゆる「買ったたき」の事例があると指摘され、消費税率引上げ日に遡って引上げ分相当額（消費税差額分）を相手方に支払うことを内容とする行政指導を受けた。これを受け、9月2日開催の本委員会において、中小企業庁による行政指導の内容や全庁調査の実施、再発防止の取組み等について報告を行った。

この度、各所管部より事業者に対して消費税差額分の支払いが完了したため、中小企業庁に改善結果の報告を行う。

今般の行政指導を肝に銘じ、引き続き庁内において、「買ったたき」の禁止について理解の徹底を図り、再発防止に取り組んでいく。

2 中小企業庁への改善結果の報告

中小企業庁による指導を踏まえ、消費税差額分の支払先と支払額、再発防止のための庁内への周知文及び区議会企画総務常任委員会会議録（9月2日開催）等を提出する。なお、支払額は、次のとおりである。

・支払額合計	延べ1, 292件	1, 749, 993円
（内訳）講師謝礼金	延べ1, 265件	1, 405, 556円
委託料	延べ15件	337, 500円
消耗品費	延べ12件	6, 937円
※上記以外に受取辞退や転出先不明など	合計8件	3, 398円

3 対応の経過

6月30日 中小企業庁による立入検査

7月26日 庁内における調査の実施

29日 中小企業庁から通知された行政指導書の受領

8月22日～24日 新公会計制度に関する職員研修での周知

- ・課長級職員に対する研修の中で、中小企業庁による行政指導の内容説明や再発防止に向けた注意喚起を行った。

29日 令和5年度当初予算編成要領における庁内への周知
再発防止に向けた庁内への周知
・適正な消費税転嫁についての理解促進や記載欄のなかった請書
等の様式改正・消費税額の明記など周知徹底を図った。

9月2日 区議会企画総務常任委員会への報告
事業者への消費税差額分の支払い開始

10月24日 中小企業庁への中間報告

11月30日 事業者への消費税差額分の支払い完了

12月6日 年末・年始の財務事務に関する庁内への周知

4 今後の予定

令和4年

12月下旬 中小企業庁への改善結果の報告

令和5年

3月 年度末・年度始めの財務事務に関する庁内への周知

4月 歳入・歳出決算に関する庁内への周知

8月 当初予算編成要領における庁内への周知

会計事務に関する職員研修における注意喚起（年5回程度）